

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした同月○日以降基本手当を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在の会社B（以下「事業所」という。）を離職した。
- 2 請求人は、○年○月○日、安定所長から雇用保険の受給資格の決定を受けた。その際に、請求人から提出された離職票の離職理由記載欄には、「一身上の都合により本人都合申し出」と記載されていた。
請求人は、同日、安定所長に対し、受給資格決定に係る離職理由について異議を申し立てた。
- 3 安定所長は、○年○月○日、請求人の離職理由について補正の必要がなく、請求人は雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第23条第2項に規定する特定受給資格者には該当しないと判断し、失業認定を行った。
- 4 請求人は、○年○月○日から同年○月○日までの基本手当（所定給付日数○日分の基本手当）の支給を受けた。
- 5 安定所長は、○年○月○日、請求人に対して同月○日以降基本手当を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 6 本件は、安定所長が本件処分をしたことから、請求人がこれを不服とし、同処分の取消しを求める事案である。
- 7 請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

安定所長が、○年○月○日付けで請求人に対してした本件処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の退職理由について検討するに、請求人は、「○年○月○日に介護職として採用されたが、その際、介護職については、生活相談員に移行する前の介護技術向上を目的とする短期間の暫定的な措置として契約したにもかかわらず、雇い入れ後○か月経過しても介護職のままであり、会社が約束に違反したため退職したのであるから、自己都合退職ではなく、会社都合による退職である。」と主張する。

(2) 当審査会において資料を精査したところ、請求人は、「勤務内容：Cセンター介護スタッフ」として雇用されていたものであるが、一件資料によっても、介護職が生活相談員に移行する前の短期間の暫定的な措置であった事実は確認できず、請求人の上記主張は採用できないことから、請求人の退職は会社都合の離職であるとは認められない。したがって、当審査会は、請求人は法第23条第2項に規定する特定受給資格者に該当しないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。